

議案第1号

日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定に
ついて

日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定
する。

令和6年1月19日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

令和5年10月16日から20日にかけて松江税務署の税務調査が本町において実施され、本町が報酬などを支払う際に源泉徴収すべき所得税の引き去り額に、不足や不納付が発生していることが判明しました。

これを受け、令和5年11月10日に議会臨時会において、不納付となっている源泉所得税、不納付加算税及び延滞税を一般会計から支出する予算を可決いただきました。

不納付となっている源泉所得税、不納付加算税及び延滞税は、11月13日に米子税務署に納め、現在、源泉所得税の還付処理を進めているところです。

関係者の皆様をはじめ、町民及び議員の皆様には多大なるご迷惑をおかけすることとなりました。この場をお借りし、改めて心よりお詫びを申し上げます。

今回の不適切な事務執行については、源泉徴収制度への理解不足及びチェック体制の不備により招いたものです。再発防止策としまして、今後の支払事務においてこのようなことのないよう、職員への研修や制度についての情報提供を定期的実施し、制度を理解した上で、支払担当者、決裁者、出納室それぞれが確認することで複数チェックを行い、法令を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

関係した職員へは、訓告処分9名、嚴重注意8名を1月17日付けで行いました。その上で、町長の給料の100分の10を2か月、副町長の給料の100分の10を1か月、教育長の給料の100分の10を1か月、それぞれ減額させていただくことを、この度の条例で提案させていただきます。

不納付加算税及び延滞税につきましては、町の財源で一部ご負担いただくこととなりますが、住民サービスの向上を通じて、信頼回復に努めてまいります。

2 条例の内容

(1) 給料減額の期間

- ① 町長 令和6年2月1日から同年3月31日までの間
- ② 副町長 令和6年2月1日から同年2月29日までの間
- ③ 教育長 令和6年2月1日から同年2月29日までの間

(2) 減額する額

- ① 町長 給料月額 $\frac{100}{10}$ に相当する額
- ② 副町長 給料月額 $\frac{100}{10}$ に相当する額
- ③ 教育長 給料月額 $\frac{100}{10}$ に相当する額

3 施行期日 令和6年2月1日

日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
(平成19年日野町条例第2号。以下「特別職給与条例」という。)に規定する町
長、副町長及び教育長の給与の特例を定めるものとする。

(町長、副町長及び教育長の給料月額の特例)

- 第2条 町長の給料月額は、令和6年2月1日から同年3月31日までの間において、
特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条別表1に規定する給料月額から当
該月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。
- 2 副町長及び教育長の給料月額は、令和6年2月1日から同年2月29日までの間
において、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条別表1に規定する給料
月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。